

兵庫労働局発表
令和7年9月4日（木）

[照 会 先]
労働基準部賃金室
賃 金 室 長 安積俊和
賃 金 指 導 官 山本博一
TEL 078-367-9154

報道関係者 各位

兵庫県最低賃金 時間額 1,116 円に改正決定

～ 発効日は令和7年10月4日 ～

兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、兵庫労働局長（^{かなり}金成 ^{しんいち}真一）は兵庫地方最低賃金審議会（会長 ^{やまぐち}山口 ^{たかひで}隆英）に諮問し、令和7年8月8日に同審議会から、兵庫県最低賃金を64円引き上げ、時間額1,116円とする答申がなされました。

この答申を受けて兵庫労働局長は、所要の手続きを経て、兵庫県最低賃金を時間額1,116円とする改正決定を行い、令和7年9月4日、官報公示を行いました。

なお、改正された兵庫県最低賃金は、この官報公示により令和7年10月4日から発効することとなります。

- 1 兵庫県最低賃金は、県内のすべての事業場で働く労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

2 次の金額は最低賃金に算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外労働・休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 添付書類

- ・兵庫県最低賃金が変わります（リーフレット）

兵庫県最低賃金 が変わります

2025年10月4日(土)から

1,116 円 ↑ 64円 UP

※ 2025年10月3日までは時間額1,052円です。

事業者も労働者もお互いに確認しましょう。



©兵庫県 2007

兵庫県（地域別）最低賃金は、
職種・年齢に関わらず、パート、
アルバイトの方を含むすべての
労働者に適用されるルールです。



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向け
た支援策等を掲載
しています。



<http://www.saiteichingin.info/>

中小企業事業者の皆様へ

業務改善
助成金

最大600万円
を助成

申請窓口： 兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課
業務改善助成金コールセンター
フリーダイヤル 0120-366-440



最低賃金に関するお問い合わせは兵庫労働局労働基準部賃金室
(078-367-9154)または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

兵庫労働局

